

令和7年4月

保護者の皆様

杉並区立堀之内小学校

校長 佐川 英俊

学校への携帯電話の持ち込みについて

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

携帯電話の学校への持ち込みを希望する場合は、下記の許可条件についてお子さんに指導した上で、携帯電話持ち込み申請書の提出をお願いします。すべての許可条件に同意いただけない場合は、携帯電話を学校へ持ってくることはできません。どうぞ、よろしくお願いいたします。

※昨年度、提出なされた方も、今年度新たにご提出ください。

許可条件

校内に携帯電話を持ち込む際には、保護者責任のもと、下記条件を守るとともに子供にも責任をもって指導します。

- 1 在校中（校外学習も含む）は携帯電話に触れません。（音が学校内では鳴らない設定にします）
- 2 在校中は他の児童の目に触れない場所・方法で保管します。（基本的にランドセルの中）
- 3 在校中（校外学習も含む）は、緊急時の連絡にも携帯電話を使用せず、先生から連絡します。（保護者からの緊急連絡も学校へします。）
- 4 在校中の紛失・損傷等については、保護者の責任において対処します。
- 5 インターネットのトラブルやいじめがあった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。
- 6 SNS 学校ルールについて、家庭で話し合い、守らせています。

----- 切り取り線 -----

堀之内小学校長様

年 月 日

携帯電話持ち込み申請書

☐ 校内に携帯電話を持ち込む際には、保護者責任のもと、許可条件を守るとともに子供にも責任をもって指導します。

※☐にチェックをしてご提出ください。

年 組 番

児童氏名

保護者氏名